

令和 7 年度

伊丹市雇用対策協定
に基づく事業計画

伊 丹 市
兵庫労働局

目 次

第 1 趣旨

第 2 市における現状と課題、労働局との連携

第 3 協定に基づく事業計画

- 1 若者（新卒者、既卒者等）に対する就職支援
- 2 女性の活躍と就職支援
- 3 高年齢者、生活保護受給者等に対する就労支援
- 4 障がい者に対する雇用対策の推進
- 5 その他の連携事業の推進

第1 趣旨

伊丹市（以下「市」という。）と兵庫労働局（以下「労働局」という。）は、連携を強化して市における雇用・労働環境の改善に取り組むため、平成30年10月3日付けで「伊丹市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策が密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、協定に基づく令和7年度の事業計画をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、市における雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

連携にあたっては、それぞれが実施する施策に関して、伊丹市雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）において、情報・意見交換会を実施するなど、互いの理解を深める取組を推進する。

また、労働局は、市に係る雇用情勢に関する各種指標、分析結果について、積極的に市に提供することとし、市は、市内企業の企業進出・撤退の情報や人材確保状況、市内在住高校生の大学等進学先の情報等について労働局に提供し、連携を図る。

第2 市における現状と課題、労働局との連携

（図表1）市内人口の増減

	2015(H27)年 1月1日時点	2025(R7)年 1月1日時点	増減
推計人口	197,834人	194,782人	△ 3,052人
生産年齢人口 (15歳-64歳)	122,960人	117,838人	△ 5,122人
高齢者人口 (65歳以上)	46,299人	51,492人	5,193人
年少者人口 (0歳~14歳)	28,454人	25,446人	△ 3,008人

市は、『人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹』を将来像に掲げ、令和3年度から令和10年度を計画期間とした「第6次伊丹市総合計画」を策定し、全ての市民が安心して生き生きと暮らすことができ、伊丹の未来を担う全ての子どもが夢と希望をもって健やかに成長できる、魅力あふれるまちの実現に向け取り組んでいる。

本計画で、「雇用と労働」の分野に関しては、「誰もが自分らしい働き方ができるまち」を基本方針とし、今後も多様化する労働問題に対応するとともに、雇用のミスマッチを無くすことや、働く時間や場所によらない柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスの促進、働き方改革への対応、外国人労働者の増加への対応などを課題として位置付けているところである。

さらに、近年では人口減少や少子高齢化・時間外労働の規制により、多くの産業において人手不足が深刻な問題となっており、労働者は限られた人材で効率的に業務を遂行することが求められている。

この状況を改善するためには、AI や ICT 等の活用を促し労働生産性を向上させるとともに、高齢者や外国人を含めた多様な人材が活躍できる社会を目指すことが重要である。

このような現状と課題をふまえ、市と労働局は、協力して効果的に雇用施策に取り組むため、連携を図ってきたところであるが、3年余り続いたコロナ禍も一定収まり、社会経

済活動が徐々に回復していく中、本協定に基づき、引き続き運営協議会を設置し、事業の進捗状況の把握と全体調整を行うとともに、事業計画の具体的な取組方針や内容について、関係部署と調整を十分に行うなど連携の強化、拡充を図ることとする。

第3 協定に基づく事業計画

1 若者（新卒者、既卒者等）に対する就職支援

市民の市外への転出に歯止めをかけるため、特に若者に対しては、市内での就職、とりわけ正規雇用での就職を促進・十分な賃金を確保していく必要がある。そこで、新規学卒者や既卒者等への就職支援はもとより、関係機関と連携し、若年求職者に対する市内企業に関する情報提供の充実や、市内企業に対して正規雇用での採用を働きかける等、若者に対する就職支援を市と労働局は連携して実施する。

（1）労働局が実施する業務

ア 労働局は、若者等を対象とした合同就職面接相談会を市と共同開催する。

【目標】 合同就職面接相談会開催回数 1回

イ 新卒者の求人を確保するため、市と労働局は共同して、市内企業に対し、新規学校卒業者求人取扱説明会への参加勧奨を行った上、説明会において求人要請を行う。

ウ 市内の県立及び市立高等学校や大学のうち希望校に対し、職業講話等を実施することにより、職業意識の醸成を図るための措置を講じていく。

【目標】 職業講話等実施回数 3件

エ 青少年の雇用の促進等に関する法律の周知を図り、ユースエール認定企業の選定促進を図る。

オ 企業誘致や企業との懇談の中で、市が入手した正社員雇用等の情報を受け、ハローワークが求人を受理し、求職者に対し求人情報の提供、職場見学会等を実施し、就職の促進を図る。

カ 人材確保の方策としての企業自らによる魅力的な職場づくり、とりわけワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を働きかけるなど、市内企業の人材確保の取組を市と労働局は連携して実施する。

キ 正社員採用を希望する求人未充足企業については、ハローワークにおいてミニ面接会を積極的に実施する。

【目標】 正社員求人を対象としたミニ面接会開催回数 12回

ク 求人未充足企業の事業所見学会を開催し、求職者の応募意欲を高める。

【目標】 求人未充足企業の事業所見学会実施回数 1回

ケ 市内企業が倒産するなどにより緊急に若年求職者等が生じた場合は、市と情報共有を図るとともに、積極的に求職者支援を行う。

コ 管内の求人・求職の状況や産業別、職種別の求人の状況など雇用情勢に関する各種資料、分析結果を市に情報提供する。

(2) 市が実施する業務

- ア 労働福祉会館（スワンホール）等を活用し、ハローワーク伊丹等主催の新規学校卒業者求人取扱説明会を共催する。また、教育委員会と連携し、市内高等学校新卒者の正社員雇用数を把握する。
- イ 市内事業所に対し雇用対策協定における取組への協力を働きかける。
- ウ 新卒者等若者へ多様な媒体を通じて魅力ある市内企業就職情報を提供する。具体的には、産業支援活動推進員が訪問した事業所及び伊丹市企業立地支援対象事業所の正社員等雇用ニーズの把握と、把握した情報のハローワークへの提供を行う。
- エ 「広報伊丹」を活用し、就職支援情報の発信を行う。
- オ 若者の就労環境の向上及び生活に必要な賃金の確保を目的として、市内事業所への支援も兼ね、就労者が直面する厳しい生活環境への一助となるよう県が推し進める奨学金返済支援事業を実施する。

2 女性の活躍と就職支援

単に市外への転出に歯止めをかけるだけでなく、市内人口の増加のためにも、若い女性が市内で働き、市内にとどまること、すなわち若年女性の労働力人口の増加が重要課題となっている。そこで、労働局は市と連携を強化し、子育て中の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、女性が働きやすい就業形態を提供できる環境整備や働き方の見直しについての普及・啓発、公的職業訓練を活用した職業能力開発等、子育て期の女性等に対する就職支援を実施する。

(1) 労働局が実施する業務

- ア ハローワークの「マザーズコーナー」（令和元年7月開設）において、「仕事と子育ての両立」を希望される求職者が子ども連れでも来所しやすい環境を整えとともに、保育所や子育て支援サービスに関する情報を市から収集し、子育て期の女性等の求職者に情報提供するなど、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、きめ細やかな職業相談・職業紹介を実施する。

また、仕事と子育てを両立しやすい求人情報の提供のため、伊丹市立男女共同参画センターにおいて定期的な巡回相談及び就業セミナーを実施する。

【目標】マザーズコーナーの担当者制による重点支援対象者の就職率 95.9%

- イ 市と連携して、子育て期の女性等を対象としたセミナーを共同開催する。労働局においては、活用できる支援制度に係る解説を行い、市においては、セミナーの会場確保、再就職を目指す女性等の就職支援のための相談や講座の実施、また、その開催にあたり、子育て期の女性等がセミナー参加の間、子どもを保育できる環境を整えることとする。

【目標】子育て期の女性等を対象にした就職等支援セミナー開催回数 1回

- ウ 次世代育成支援推進法の周知を図り、「くるみん認定企業」（子育てサポート企業）、「プラチナくるみん認定企業」の周知を図る。
- エ 子育て等で一度退職した女性の復職のための実践的な学び直しの機会を提供する

ため、職業相談の際には、求職者の状況に応じ、公的職業訓練に関する周知や受講勧奨も実施する。

(2) 市が実施する業務

ア 伊丹市立男女共同参画センターにおいて、再就職を目指す女性を含めた求職者に求人情報の提供、面接の受け方、応募書類の作成方法等就職支援のための相談や講座を実施する。

【目標】 女性のためのチャレンジ相談実施回数 月 1 回

就労・起業支援講座実施回数 1 回

イ 「子育て支援センター」に常駐する子育てコンシェルジュが日々の相談業務の中で、就職に関する悩みを聞き取った場合、伊丹市暮らし・相談サポートセンターやハローワーク、ここいろ等、相談者の希望に沿った場所につなぐ。

ウ 「いたみ子育て家庭応援事業」（子育て家庭を対象に子ども連れでも利用しやすいサービス等を提供する企業を「いたみ子育て応援店」として市が認証する制度）の周知、拡大を図るとともに、次世代育成支援推進法の周知を図り、「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の周知について、労働局への協力を行う。

3 高年齢者、生活保護受給者等に対する就労支援

市と労働局は、緊密な相互連携と協働に基づき、高年齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向けた支援を行う。

また、生活保護受給者、児童扶養手当受給資格者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住宅確保給付金受給者を除く。）等に対し、就労支援を実施することにより、経済的自立の実現を図る。

(1) 高年齢者

ア 労働局が実施する業務

(ア) ハローワーク伊丹においては、高年齢者が安心して再就職支援を受けられるよう「生涯現役支援窓口」を設け、きめ細やかな職業相談・紹介を行う。

(イ) 高齢者雇用に意欲的な企業に対する求人開拓を行う。

(ウ) 高齢者就職支援セミナーと、市と伊丹市シルバー人材センターと連携した就職面接会を開催する。

【目標】 高齢者向け就職支援セミナーと高齢者向け就職面接会開催回数 1 回

イ 市が実施する業務

(ア) ハローワークが行う高齢者向け就職面接会及びセミナーについて、場の提供を行い、市民に対して広く周知を行う。

（２）生活保護受給者等

ア 労働局が実施する業務

ハローワークにおいて、支援対象者にふさわしい求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当者制による支援等のチーム支援を適切に実施し、必要に応じて就労後のフォローアップを実施するほか、定期的に巡回相談を行う。

（ア）生活保護受給者及び児童扶養手当受給資格者の就労支援

市とハローワークによるチーム支援を行う中で、支援プランを策定し、就職支援ナビゲーターによる支援を行い、早期就職を実現する。児童扶養手当の現況届受付時には特別巡回相談を行い、就職を希望する保護者に仕事と子育ての両立しやすい求人情報を提供する。

【目標】生活保護受給者及び児童扶養手当受給資格者との相談件数 ４２人

（イ）住居確保給付金受給者及び生活困窮者の就労支援

ハローワークは、市の自立相談支援窓口から誘導された求職者に、支援プランを策定し、就職支援ナビゲーターによる支援を行い、早期就職を実現する。

【目標】生活困窮者との相談件数 １７人

（ウ）特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の利用促進

ハローワークは、生活保護受給者等を積極的に雇用しようとする企業を開拓し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）を活用することにより、早期就労を実現する。

イ 市が実施する業務

（ア）生活保護受給者等の社会的自立、就労自立に向け、就労意欲の喚起、特に心身の状況への配慮が必要な場合や就労経験が乏しい場合等の就労準備のための支援、就労支援員による就労支援を実施する。また、集中的に職業相談・職業紹介を行うことにより、早期就労が可能な方については、ハローワークの就職支援ナビゲーターとのチーム支援により、特に早期の就労自立を支援する。

（イ）伊丹市くらし・相談サポートセンターにおいて、就労意欲の喚起・就労能力の向上の支援に取り組む。また、集中的に職業相談・職業紹介を行うことにより、早期就労が可能な方については、ハローワークの就職支援ナビゲーターとのチーム支援により、特に早期の就労自立を支援する。

（ウ）無料職業紹介において求人の提供を受けている事業所をはじめとする市内事業所に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の利用案内を実施する。

（エ）児童扶養手当受給資格者で就労支援が必要な方を、労働局が実施する巡回相談へ誘導するとともに、伊丹市くらし・相談サポートセンターにつなぐ。

４ 障がい者に対する雇用対策の推進

令和５年度末におけるハローワーク伊丹管内における障がい者の有効求職者数は、
８３８人(昨年同月比－３７６人)であり、最近では就職を希望する障がい者の多くを
精神障がい者が占める傾向にある。

今後も障がい者の就職促進及び職場定着に向けた取り組みが必要となっていること
から、市と労働局は連携し、市内事業所及び市民に対して「障がい者が働くこと」へ
の理解を促し、障害者雇用率制度を周知し意識啓発を行う。

(１) 労働局が実施する業務

ア 障がい者の雇用機会の拡大に向けて、市内の企業に対する雇用維持・拡大の要
請、法定雇用率の達成指導の厳正な実施、きめ細かな職業相談・職業紹介及び各種
の雇用施策等を効果的に実施するとともに、職場定着への支援を実施していく。

【目標】職場定着支援実施対象事業所数 ５社

イ 障がい者の就労意欲が高まっているため、福祉・教育関係施設や職業能力開発施
設等との連携、精神障害、発達障害等、障害特性に応じ、チーム支援により就労支
援を充実させていく。

【目標】障がい者の就職件数 １２０件

ウ 特別支援学校の卒業予定者等の進路選択において、本人、教員、保護者の意見を
尊重しながら、助言を行っていく。就職希望者に対しては、適性を見極め、個別求
人開拓を行い、実習等を通して、就職準備性を高め、就職に結びつけていく。

エ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を通じ、市内事業所及び市民に
対して精神障がい・発達障がい者への理解を促す。

【目標】精神・発達障害者しごとサポーター養成講座開催回数 １回

(２) 市が実施する業務

ア 伊丹市障害者地域自立支援協議会において、障害福祉に関する関係者の連携及び
支援体制等に関する協議を行う。

また、伊丹しごとネットワークを開催し、市内就労移行支援事業所等の現場職員
をはじめその他障害者就労にかかわる事業所や特別支援学校等の現場職員との情報
共有、スキルアップを行うとともに、就労への移行に向けて協議を重ね、課題等を
解決していく。

【目標】伊丹しごとネットワークの開催回数 ２回

イ 特別支援学校の卒業予定者等の進路希望を調査し、企業への就職、就労移行支援
事業、就労継続支援事業等の地域における状況を保護者等に説明し、適切な進路選
択ができるよう保護者等に情報提供していく。

ウ 市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が適切なサービスを提供できる
よう、障害福祉に関する諸制度の円滑な運営に努め、福祉施設から一般雇用への移
行を促す。

【目標】就労移行支援検討会の開催回数 １回

エ 障がい者の法定雇用率が令和８年７月より２．７％に引き上げられることを見据

え、対象事業所の法定雇用率の達成及び障がい者の雇用安定化に向けて、労働局と連携し、各種の雇用施策等を検討する。

オ 特定求職者雇用開発助成金（障害者雇用開発コース）の利用促進

障がい者を積極的に雇用しようとする事業所を開拓するとともに、その市内事業所に対して障害者奨励金を交付することで、障害者の継続した就労を実現する。

5 その他の連携事業の推進

市と労働局においては、「第6次伊丹市総合計画」の施策4-6雇用と労働の基本方針として掲げる「誰もが自分らしい働き方ができるまち」の実現のため、様々な観点により、上記以外の事業についても密なる連携を図る。

（1）労働局が実施する業務

ア ハローワーク伊丹管内においては、福祉人材分野の求人が約3割を占めており、また、建設、警備、運輸といった人手不足が生じている分野の人材確保は大きな課題となっているため、ハローワークでは、「人材支援総合コーナー」においてきめ細やかな職業相談・紹介を行っているところであるが、さらに福祉人材向けの就職面接会及びHOTジョブミーティング（管理選考）を開催する。

【目標】介護人材就職相談面接会開催回数 1回

HOTジョブミーティング開催回数 8回

イ ハローワークにおいては、市が実施する福祉関係人材研修についてハローワーク利用者に周知を行う。

（2）市が実施する業務

ア 生活援助ヘルパー研修及び介護に関する入門的研修を開催し、市民に広く介護関係業務に興味を持っていただき就業者の裾野を広げる。

イ 伊丹市介護保険事業者協会と連携を図りハローワークが開催する介護人材就職相談面接会について、事業主への周知を行う。また、市民に対して広く周知を行う。

ウ 委託している伊丹市介護コンシェルジュに、介護人材の発掘・介護職求職者や就業者と事業所のマッチング・介護職従事者の定着支援等、対象者に合った支援を行わせ、同時に介護人材マッチング機能強化のためにハローワークとの連携を強化した上で市内事業所への介護コンシェルジュの周知に努めさせ、市民が介護事業所で就業しやすい環境づくりに取り組む。

エ 人材不足が懸念される業種への対策として、外国人など多様な人材を確保する事業についても検討する。

オ 労働福祉会館（スワンホール）を活用し、労働相談を実施するとともに、労働局と共同で労働者向けの各種セミナー、講演会などを実施する。

【注記】

国において、用語としては「障害」と表記していますが、伊丹市では、「障がい」と表記を統一してい

ます。この協定において、制度名で「障害」とあるものはそのままとして、それ以外の表記は「障がい」としています。